

STEP2 納税猶予や雇用調整助成金で支出を抑え店舗を維持

コロナ関連で売上が減少する事業者の納税猶予や、減免制度が創設されています。

<所得税・消費税等の申請期限・納付期限延長>

- 全事業者対象で、所得税、法人税、消費税、贈与税、相続税について延滞税・利子税なしで申告期限が延長できます。(申請必須。期限後も柔軟に対応。)
- また、事業収入が前年同期に比べ20%以上減少しており納税が困難な場合は、無担保、延滞税なしで納付期限を1年間延長することができます。
- 上記以外にも対象となる税目がある場合があります。いずれも申請が必要となりますので税務署に確認してください。
- お問合せ: 枚方税務署 072-844-9521



制度利用イメージ

個別

1年間

本来の申告期限

申告延長による納付期限

延長された納付期限

<枚方市に支払う地方税での特例制度>

- 対象(次のいずれも満たす方)
コロナの影響により令和2年2月以降の任意の1ヶ月以上の期間、前年同期比で概ね20%減少していること。一時に納付・納入を行うことが困難であること。(事業者の状況により個別に判断)
- 対象となる地方税は、令和2年2月以降、令和3年2月1日までに納付期限が到来する地方税
- 納付期限までに申請が必要です。
- 問合せ: 枚方市役所納税課 ☎:072-841-1380 ファクス:072-841-6099

<固定資産税・都市計画税の軽減>

- 対象は、中小企業者、小規模事業者の内、令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が前年同期の事業収入と比較して30%以上減少している場合。
- 対象税目: 令和3年の事業用家屋及び償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税
- 適用を受けるには認定経営革新等支援機関等の認定を受け、令和3年1月4日~2月1日までに申告が必要です。
- 問合せ: 枚方市役所資産税課 ☎:072-841-1361 ファクス:072-841-3039

特例率 (令和2年2月~10月までの任意の連続3か月の事業収入の前年度同期比)	適用特例率
50%以上減少	ゼロ
30%以上50%未満	2分の1

<雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用>

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業させ、休業手当を支給するなど、雇用維持を図った場合に費用の一部が助成されます。コロナ関連で影響を受ける事業者向けに、制度が一部緩和されています。

- 対象
コロナの影響を受ける事業主(全事業主)
- 特例措置期間: 令和2年4月1日から12月31日までの休業等に適用
- 特例措置内容(抜粋)
休業手当に対する助成率の引き上げ(中小企業 4/5 大企業2/3)
解雇等を伴わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
アルバイト等の非正規社員を緊急雇用安定助成金の対象に
申請手続の簡略化など
- 問合せ: 大阪労働局助成金センター ☎06-7669-8900



STEP3 融資を活用する

STEP1、2以外にも、資金繰りを支援する制度として、日本政策金融公庫や、セーフティネット保証制度等を利用した保証付き民間融資など、コロナ関連の影響を受ける事業者向けの特例融資制度などがあります。

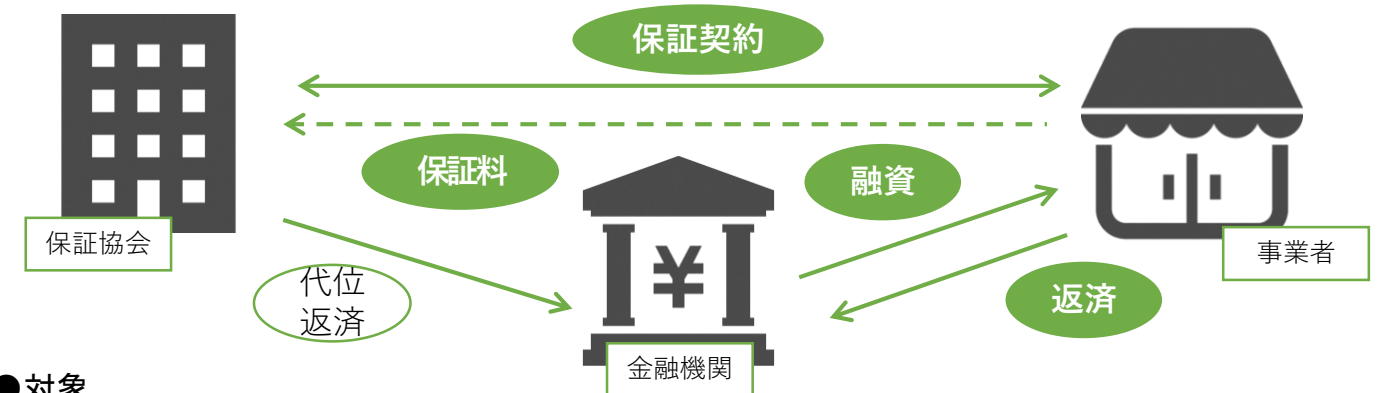
<日本政策金融公庫・商工組合中央金庫による融資>



- 対象は最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期で5%以上減少していること。
- 融資限度額は最大6億円(日本政策金融公庫の国民生活事業は8千万円)
- 貸付期間: 設備投資20年以内、運転資金15年以内
- 据置期間(元本を返済しない期間): 5年以内
- 金利: 当初3年間の金利が基準金利-0.9%。また、特別利子補給制度により、売上減少割合により実質無利子に(個人事業主は条件なし)。4年目以降は、各制度で定められた利子(基準金利)
- お問合せ
日本政策金融公庫: ☎(平日)0120-154-505
☎(土日 国民)0120-112-476 ☎(土日 中小)0120-327-790
商工組合中央金庫: ☎0120-542-711
※融資機関がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

<信用保証協会の保証付き民間融資>

コロナ関連で影響を受ける中小企業等を対象に、一般に民間融資をうける際の保証を信用保証協会が担うことで、安全で低金利の融資が受けられる制度です。通常は、保証協会に保証料を支払いますが、無利子・無担保融資の制度もあります。



- 対象
中小企業等で、コロナの影響で前年度比で売上高が5%以上減少している事業者(下表を確認)
- 申請
各民間金融機関を通じて、申請を行います。(信用保証協会への申請は民間金融機関が行います。)
申請には、枚方市役所で売上減少の認定を受ける必要があります。感染予防の観点から、金融機関を委任者とする窓口ワンストップ制を推奨していますので、金融機関にご相談ください。
- 融資上限額
3年間、無利子・無担保(保証料なし): 4,000万円
上記以上の融資については、下表を参照してください
- 詳細は枚方市のホームページにも掲載しています。(右のQRコードからアクセス可能)
- 問合せ: 民間金融機関、または枚方市役所商工振興課: ☎072-841-1381 ファクス:072-841-1278



種類	条件 (売上高の前年同月比)	融資額上限	保証率※
セーフティネット保証4号	20%以上	2.8億円	100%
セーフティネット保証5号	5%以上	2.8億円(4号と同枠)	80%
危機関連保証	15%以上	2.8億円(4,5号と別枠)	100%

※保証率は、信用保証協会が担保する金額です。この割合が低いほど、民間査定が厳しいと考えられます。

STEP4 事業継続の設備投資を補助金で行う

STEP3の融資でも設備投資は行えますが、中小企業、小規模事業者が申請できる補助金メニューについて紹介します。いずれのメニューも、コロナの先への事業展開を見据えた設備投資を行うことで追加補助があります。

<小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別型）>

- 対象：小規模事業者等
- 本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。（事業計画書等を作成頂き、審査があります。）
- 補助上限
一般型：50万円、補助率2/3
コロナ特別型：100万円、補助率：2/3（サプライチェーン対応）又は3/4（非対面型ビジネス、テレワーク対応）
（共通）追加補助枠
・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4（コロナ特別型のみ）又は定額（10/10）
※「追加対策枠」対象は特にクラスター対策が求められる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等）
- コロナ特別型では、売上高が前年同月比で20%以上減少しており、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いとして交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給する。
- 公募締切
一般枠：令和3年2月5日（金）当日消印有効
コロナ特別枠：令和2年12月10日（木）必着
- 詳細は日本商工会議所のホームページをご確認ください。（右のQRコードからリンク）
- お問合せ：北大阪商工会議所 中小企業相談所指導課 072-843-5154



利用例

一般型



移動販売車を導入して販路拡大

コロナ特別型



非対面型ビジネスとして、ネットショッピングを開設

事業再開枠



飲食店の換気能力向上のため、換気扇入れ替え

<IT導入補助金>

- 対象：中小企業・小規模事業者等
- 補助額：30～450万円
- 補助率：1/2（特別枠として、サプライチェーン対応：2/3、非対面ビジネスモデル、テレワーク整備：3/4）
- 公募締切：令和2年12月18日（金）17:00まで
- 詳細は特設のホームページ「IT導入補助金2020」で確認してください（右QRコードからアクセス可能）
- お問合せ サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎ 0570-666-424 又は 042-303-9749



利用例

一般枠



バックオフィス業務効率化に係るソフトウェアの導入

特別枠



テレワーク環境の導入

<補助金申請における事業計画書作成サポート>

枚方市立地域活性化支援センターでは、補助金申請時における事業計画書のサポートや相談を、中小企業診断士等の専門相談員が行っております。申請にお困りのことがありましたらご活用ください。



- 予約：枚方市地域活性化支援センター ☎ 050-7105-8080
- ホームページ：右のQRコードからアクセスしてください。

小規模事業者向けコロナ対策メニュー

コロナのその先へ！事業を継続するためにできること

事業継続の4STEP



返還の必要がない支援金を受取る

- コロナ影響の売上減少の割合により、受給可能な支援金があります。



納税猶予、雇調金で支出を抑え店舗を維持

- 納税猶予や、減免、雇用調整助成金等を利用し、事業継続の負担を軽減します。



融資を活用する

- 支援金で足りない運転資金などを3年間無利子無担保で融資を受けることができます。



事業継続の設備投資を補助金で行う

- コロナ対策による非対面型ビジネスや感染予防対策を行う際に利用可能な補助金があります。

STEP1 支援金の受給

各支援金は前年比での売上減少率により受給資格の有無が決まることが多いです。特に50%以上、売上減少がある場合は、まずは支援金受給の検討が重要です。

50%以上減少

<持続化給付金（国）>

- 中小企業200万円、個人事業主100万円を上限に前年同月比で給付金が給付されます。申請は令和3年1月15日まで。詳細は右QRコードから。
- お問合せ：持続化給付金コールセンター 0120-279-292



<家賃支援給付金（国）>

- 地代・家賃（賃料）を支払う中小企業600万円、個人事業主300万円を上限に給付金が給付されます。申請は令和3年1月15日まで。詳細は左のQRコードから。
- お問合せ：家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

15%以上減少
50%未満

<事業継続固定費支援金（枚方市）>

- 枚方市内で賃貸借契約により店舗・事業所等を借り受け、小売店舗等の出店や、事務所として事業を行う個人を含む中小企業者に市内1事業所あたり10万円の支援金を支給。申請は令和2年12月28日まで。
- 対象要件
①令和2年4月～8月の任意の1ヶ月の前年比が15%以上50%未満
②大阪府からの休業要請支援金（府・市町村共同支援金）又は休業要請外支援金の支給を受けていないこと
- 申請方法などの詳細情報は右のQRコードから。
- お問合せ：枚方市役所商工振興課 ☎072-841-1381 ファクス：072-841-1278



※上記の支援金を受けられない方で、資金繰りにお困りの方はSTEP3を確認してください。